平成２６年（フ）第３８７号
神奈川県川崎市多摩区長尾７丁目１番４号寿マンション104号
破産者　株式会社エイトコーポレーション
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３８８号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地６―１―102
破産者　辻　　慎司
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５１５号
東京都東村山市富士見町４丁目12番地５アベニール21　203
破産者　中田　美雪
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１９２号
神奈川県藤沢市石川645番地の15
破産者　富士光電工業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７５号
横浜市栄区長尾台町448番地５
破産者　株式会社ベルウッド
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７２号
岐阜市次木８番地３　ラフィーネかづＡ105号室
破産者　六ツ見勝史
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９６号
岐阜市蔵前５丁目４番12号パインズＫＩ201号
破産者　有限会社黒木工業
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５９２号
静岡市駿河区中島159番地の５
破産者　株式会社我夢舎
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８９号
静岡県沼津市大岡2895番地の２
破産者　株式会社サンエイ
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５１７号
京都府城陽市中北堤29番地の１
破産者　株式会社アトリエ・ビギン
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
京都市西京区桂千代原町74番地の９
破産者　有限会社ミシンの中井
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６０１号
京都市伏見区向島庚申町63番地11
破産者　有限会社エリアジャパン
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１０号
神奈川県三浦市三崎町小網代170　鈴木アパートＢ201、住民票上の住所神奈川県三浦市三崎町小網代1866番地９
破産者　板倉　千鶴
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３４号
仙台市太白区三神峯２丁目４番20号　西の平コーポ104、従前の住所仙台市青葉区高野原１丁目18番地の２
破産者　齋藤　倫一
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
仙台市宮城野区幸町５丁目５番３―401号
破産者　江尻　　文
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
宮城県多賀城市桜木２丁目２―19　フォーブル桜木207、住民票上の住所宮城県名取市植松１丁目７番22号　コーポ高橋Ｃ101号
破産者　佐藤　善光
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
茨城県日立市城南町１丁目６番19号
破産者　鈴木　秀明
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１５９号
埼玉県桶川市北２丁目６番32号、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市中妻２丁目11番地１
破産者　細野　勝夫
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５７８号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目13番23号　第１武笠ビル305
破産者　芳賀　隆志
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係